

告 発 状

2011(平成23)年2月15日

東京地方検察庁検察官 殿

告発人 広 田 博 志 (署名押印)

告発人 渡 邊 昭 孝 (署名押印)

(連絡先等は,別紙告発人目録記載のとおり <省略>)

被告発人の表示 別紙被告発人目録記載のとおり <省略>

第1 はじめに

- 1 告発人広田博志は,埼玉県川越市に,告発人渡邊昭孝は,埼玉県行田市に,それぞれ事務所を開設している司法書士であり,いずれも埼玉司法書士会に所属する司法書士である(なお,告発人広田博志及び告発人渡邊昭孝を,以下,「告発人ら」という)。
- 2 「日本司法書士政治連盟」(以下,「日司政連」という)は,東京都新宿区に主たる事務所を設けて活動し,政治資金規正法(以下,「規正法」という)の適用を受ける政治団体である。
- 3 日司政連の代表者は被告発人A某(以下,「被告発人A」という)であり,会計責任者は被告発人B某(以下,「被告発人B」という)である。両名は遅くとも平成18年1月1日の時点においてその職に就いている。
- 4 日司政連の構成員は,告発人らなどの司法書士個人ではなく,各法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立されている地方組織である単位司法書士政治連盟(以下,「単位司政連」という)である。
- 5 「札幌司法書士政治連盟」(以下,「札幌司政連」という)は,北海道札幌市

に主たる事務所を設けて活動し，規正法の適用を受ける政治団体で，日司政連の構成員たる単位司政連の一つである。

- 6 本件は，被告発人A，被告発人Bらなどによる規正法違反に関する2010（平成22）年1月19日付けの告発状（以下，「第一次告発状」という）記載の事実と密接に関連するものとして，札幌司政連の代表者らなどによる規正法違反の事実を告発人らが告発するものである。

第2 告発の趣旨

被告発人らの下記の行為（告発被疑事実）は，規正法違反に該当する。帳簿書類の改竄など証拠隠滅の恐れもあるので，会計帳簿その他の証憑類等を押収するなど早急に捜査を行い，厳重に処罰していただきたく告発する。

記

1 設立届出前の政治団体による支出告発事件

(1) 札幌司政連に関する前提事実

ア 札幌司政連は，昭和47年に結成され，『「日本司法書士政治連盟」の活動方針に基づき，地元の政治家との連携を深め司法書士制度発展のために活動してい』る団体であり，日司政連を構成する単位司政連の一つである（証拠資料1）。

イ 札幌司政連は，その会則に「政治資金規正法に基づく積極的な政治活動」を事業として行う旨を定めているが，会則の当該条項が定められたのはどんなに遅くとも最終施行日である平成18年4月1日である（証拠資料1）。

ウ 札幌司政連の平成20年4月1日から同21年3月31日の期間の主な役員は，会長（「本連盟を代表し，会務を総理する」者）G某，副会長（「会長を補佐する」者）J某及びK某，幹事長（「会長の命により会務を執行する」者）H某らである（証拠資料1）。

エ 札幌司政連の代表者であるG某（以下，「被告発人G」という）は，「附則」を「本会則は平成21年12月24日より施行する。」と改竄した「札幌司法書士政治連盟会則」を添付の上，「組織年月日」を「平成21年12

月24日」と偽って記載した政治団体設立届を、平成21年12月24日、北海道選挙管理委員会に提出した（証拠資料2）。

(2) 被告発人Gの責任

ア 被告発人Gは、札幌司政連の代表者として、同団体の幹事長H某（以下、「被告発人H」という）と共謀して、平成20年4月1日から同21年3月31日までの1年間に、札幌司政連の会計から総額238万9198円を支出した（証拠資料1）。

イ 札幌司政連は、前項の支出時点において、未だ政治団体の設立届出前であった（証拠資料2）。

ウ 前記アの支出には、「政経パーティー等」の「事業費」、「日司政連・道政連」の「負担金」、「祝儀他」の「渉外費」のほか、「総会費」、「会議費」、「事務費」等が含まれるが、「政治団体は、政治活動を行うために設立されるものである」ので、その支出はおおむねすべてが政治活動のための支出であると考えられる」（ぎょうせい、『逐条解説政治資金規正法（第二次改訂版）』88頁参照）から、これらの支出はおおむねすべて政治活動のための支出にあたる。

エ よって、札幌司政連は、規正法8条の規定に違反して、政治団体としての届出がなされる前に、政治活動のために支出をしたのであるから、被告発人Gは、「当該政治団体の役職員として当該違反行為をした者」として、規正法23条（無届団体の支出禁止違反の罪）に該当したものである。

(3) 被告発人Hの責任

被告発人Hは、札幌司政連の会務を執行する幹事長として、被告発人Gの命を受けて前記(2)アの行為を行ったもので、被告発人Gと同様、「当該政治団体の役職員として当該違反行為をした者」として、規正法23条（無届団体の支出禁止違反の罪）に該当したものである。

(4) 被告発人札幌司政連の責任

被告発人札幌司政連は、被告発人Gの前記(2)及び被告発人Hの前記(3)の行

為について、規正法 28 条の 3 第 1 項（無届団体の支出禁止違反における団体の罪）に該当したものである。

2 日司政連の政治資金収支報告書への不記載告発事件

(1) 被告発人 B の責任

ア 日司政連の構成員である札幌司政連は、平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日までの 1 年間に、「日司政連・道政連」に対し「負担金」として総額 152 万 5500 円を支出した（証拠資料 1）。

イ 札幌司政連は「負担金」の内訳について、札幌司法書士会会員数に 3000 円を乗じた金額が日司政連への拠出分であるとしている。札幌司法書士会会員数は平成 20 年 4 月 1 日時点で 376 名（証拠資料 3）であるので、平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日の間に札幌司政連が日司政連に支出した負担金は 3000 円に 376 を乗じた 112 万 8000 円前後であると推計される。

ウ 一方、日司政連の規約及び会費納入規則（証拠資料 4、5）によれば、各単位司政連が日司政連に支払うべき「会費」は「毎年 1 月 1 日現在における各司法書士会の会員数 1 名につき、年額 3000 円」と定められている。

エ 以上の事実に鑑み、被告発人 B は、日司政連の会計責任者として、平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日の間に札幌司政連から会費すなわち政治団体からの寄附を受領したと考えるほかはなく、受領金額は 112 万 8000 円前後であると推計される。

オ 前記 1 (1) エ記載のとおり、札幌司政連が、北海道選挙管理委員会に対し規正法 6 条 1 項に基づく政治団体の設立届出をしたのは平成 21 年 12 月 24 日であり、前項の寄附支出時点では、未だ政治団体の設立届出前であった。

カ 被告発人 B は日司政連の会計責任者であるところ、前記エの寄附受領の事実を政治資金収支報告書（以下、「収支報告書」という）に記載すれば、日司政連の構成員である札幌司政連の違法行為が判明してしまうことを恐れ、被告発人 A、被告発人 D 某（以下、「被告発人 D」という）らと共謀して、前記エのとおり受領した政治団体からの寄附を、平成 20 年分及び同 21 年

分のいずれの日司政連の収支報告書にも記載しなかった（証拠資料 6，7）

（なお，日司政連の収支報告書を，以下，「日司政連収報」という）。

キ もって，被告発人 B は，規正法 12 条 1 項 1 号口所定の事項を記載せず，規正法 25 条 1 項 2 号（収支報告書の不記載の罪）に該当したものである。

ク 仮に，被告発人 B が前記力の行為について故意がなかったとしても，宣誓書に記名押印している会計責任者として，事務担当者が作成した日司政連収報を一瞥すれば，ただちに記載の欠如を認識しうるはずである。にもかかわらず，事務担当者が作成した日司政連収報を確認することもなく宣誓書に記名押印しているのであれば，重大な過失があり，規正法 27 条 2 項（重過失による収支報告書の不記載の罪）に該当したことになる。

(2) 被告発人 A の責任

ア 被告発人 A は，日司政連の代表者として，会計責任者である被告発人 B 及び会計責任者の職務を補佐する者である被告発人 D らと共謀して，前記 2 (1) 力の行為を行ったもので，規正法 25 条 1 項 2 号（収支報告書の不記載の罪）に該当したものである。

イ 仮に，被告発人 A が前項の行為について共謀がなかったとしても，被告発人 A は，日司政連収報に明らかな不記載を行い，あるいは，日司政連収報を一瞥すれば判明するほどの不記載を見逃す者を，会計責任者として選任している。政治団体の代表者として，当該政治団体の会計責任者の選任及びその後の監督につき相当の注意を怠ったといえるので，規正法 25 条 2 項（会計責任者の選任及び監督に関する注意義務違反の罪）に該当したことになる。

(3) 被告発人 D の責任

被告発人 D は，日司政連の役員であり，日司政連の会計責任者の職務を補佐する者として，被告発人らと共謀して，前記 2 (1) 力の行為を行ったもので，規正法 25 条 1 項 2 号（収支報告書の不記載の罪）に該当したものである。

3 札幌司政連の収支報告書への虚偽記載告発事件

(1) 被告発人 I 某の責任

ア 被告発人Ⅰ某（以下、「被告発人Ⅰ」という）は、札幌司政連の会計責任者として、被告発人Ⅱと共謀して平成21年分の札幌司政連の収支報告書の「(その6)その他の収入」の項目に、次のとおり記載した（証拠資料8）（なお、札幌司政連の収支報告書を、以下、「札幌司政連収報」という）。

摘要「振替金」

金額「1463053円」

備考「政治活動を行うことを目的に追加し、団体を衣替えしたため振り替えした。」

イ しかし、前記1(1)ア及びイ記載のとおり、平成18年4月1日時点において、札幌司政連は、政治活動を行うことを既に会則に定めた政治団体であったことは疑いがない。

ウ また、前記1(1)エ記載のとおり、被告発人Ⅱが政治団体設立届に添付した「札幌司法書士政治連盟会則」は、「附則」の施行日付が手書きで改竄されているほかは、最終施行日が平成18年4月1日の「札幌司法書士政治連盟会則」と全く同一のものであり、平成21年1月1日から同年12月31日の間に「政治活動を行うことを目的に追加」した事実は存在しない。

エ よって、前記アは、事実と明らかに相違する記載である。

オ 被告発人Ⅰは、札幌司政連収報に設立届出前の収入支出を正しく記載すれば、前記1記載の政治団体による設立届出前の支出という違法行為が露見してしまうことを恐れ、これを隠蔽するため、被告発人Ⅱと共謀し、従前は政治団体でない団体であったかのように仮装して、札幌司政連収報に虚偽の記載をした。

カ もって、被告発人Ⅰは、規正法25条1項3号（収支報告書の虚偽記載の罪）に該当したものである。

(2) 被告発人Ⅱの責任

ア 被告発人Ⅱは、札幌司政連の代表者として、政治団体による設立届出前の支出という自らの違法行為を隠蔽するため、会計責任者である被告発人Ⅰと共謀して、前記3(1)オの行為を行ったもので、規正法25条1項3号（収支報告書の虚偽記載の罪）に該当したものである。

イ 仮に，被告発人Gが前項の行為について共謀がなかったとしても，被告発人Gは，札幌司政連の構成員なら札幌司政連収報を一瞥すれば明らかなほどの虚偽記載を行う者を会計責任者として選任している。政治団体の代表者として，当該政治団体の会計責任者の選任及びその後の監督につき相当の注意を怠ったといえるので，規正法25条2項（会計責任者の選任及び監督に関する注意義務違反の罪）に該当したことになる。

第3 告発の理由

規正法に基づく設立届出前の政治団体による負担金（寄附）等の支出行為は違法であり，本件と同様の日本司法書士政治連盟釧路会（以下，「日司政連釧路」という）による違法寄附について平成22年1月に刑事告発がなされた後も，被告発人らが，事実を公表せず，ひたすら隠蔽を図るため，収支報告書への不記載及び虚偽記載という犯罪をさらに重ねたことは，悪質である。

- (1) 告発人らは，第一次告発状において，日司政連の平成18年ないし同20年の日司政連収報への虚偽記載等の違法行為を告発するとともに，日司政連の構成員たる単位司政連の一つである日司政連釧路による政治団体設立届出前の日司政連に対する違法寄附，及び日司政連による当該寄附受領の収支報告書への不記載等を告発した。
- (2) その際，資料を添付した上で，平成19年及び同20年においては，福島県，秋田県，北海道函館市，同札幌市及び同釧路市に事務所を置く計5団体が，平成18年においては，これらに加え愛知県に事務所を置く1団体を含めた計6団体が，規正法6条に基づく届出をしていなかった事実を指摘した。併せて，日司政連釧路以外の他の無届団体による同様の違法寄附支出並びに収支報告書への不記載及び虚偽記載の余罪が疑われることにも付言した。
- (3) 本件告発は，第一次告発状で付言した，「他の無届団体」による余罪の一つに関するものである。

- (4) 札幌司政連の会則には「政治資金規正法に基づく積極的な政治活動」を行う旨が明記されており，司法書士である被告発人らは法に無知なわけではなく，規正法を明確に認識しながら法を無視して政治活動を行い違法な支出をしていたのであって，悪質である。
- (5) さらに，平成22年1月に日司政連及び日司政連釧路の代表者らが刑事告発を受け，大手新聞紙上等で報道された後も，被告発人らは，過去の違法行為について事実の公表や是正を一切行っていない。
- (6) 反対に，被告発人Gは，まず，組織年月日を偽った政治団体設立届を北海道選管に提出した（前記第2，1(1)エ）。そのうえで，被告発人G及び被告発人Iらは，a)政治団体設立届出前の日司政連に対する違法寄附という犯罪（前記第2，1），をあくまでも隠蔽するべく，b)平成21年分の収支報告書への虚偽記載という犯罪（前記第2，3），を重ねていた。被告発人らの悪質さは，極まりない。

第4 告発の事情

- (1) 告発人らは，第一次告発状の「第4 告発の事情」において，不記載及び虚偽記載の動機として単位司政連に対する各地の司法書士会からの違法な利益供与の存在が背景にあること，自浄能力の欠如，司法制度に対する信頼の確保，の3つの観点から「やむなく告発に踏み切った事情」を述べた。
- (2) 当時，告発人らには，やむを得ぬ手段として刑事告発がなされるとしても，それを契機として，法律専門職たる司法書士である被告発人らによって自主的な改善が進められる可能性があるのではないかという期待があった。自主的な改善とはすなわち，検察当局の捜査や処分をまたず自ら事実関係を公表し，日司政連収報その他虚偽記載された収支報告書を訂正すること。そのうえで，違法行為の再発防止を図るとともに，背景にある単位司政連と各地の司法書士会の不透明な関係について是正することである。
- (3) しかし，被告発人らは，刑事告発を受けた後も，事実関係の公表はおろか，日司政連収報の訂正すら一切行っていない。

- (4) その後の告発人らの調査により本件告発のとおり余罪が確認され、平成22年11月末の平成21年分収支報告書公開によって、被告発人らがかかる違法行為をあくまでも隠蔽するために収支報告書の不記載や虚偽記載の罪を重ねていたことも判明した。事態は何ら改善が進まないどころか、むしろ悪化しているといえる。
- (5) 今般の告発にあたっては、第一次告発状の「第4 告発の事情」の記載をすべて援用するとともに、法に基づく捜査と処罰に拠るほか問題解決及び更生の余地はないと改めて断言せざるを得ない。

第5 むすび

よって、告発の趣旨及び告発の理由に記載のとおり、本件について早急に捜査を行い、被告発人らを厳重に処罰していただきたく告発する次第である。

以 上

証 拠 資 料

- 1 . 札幌司法書士政治連盟平成 2 1 年度定期大会資料及び附属資料
- 2 . 平成 2 2 年 9 月 2 4 日道選第 5 6 2 号により公文書一部開示決定を受け，開示された公文書の写し（札幌司法書士政治連盟に関する政治団体の設立届出書，届出されている「綱領等」，政治団体の異動届出書，政治団体の台帳）
- 3 . 日本司法書士会連合会第 7 0 回定時総会資料 p 4 8
- 4 . 日本司法書士政治連盟の規約
- 5 . 日本司法書士政治連盟の会費納入規則
- 6 . 日本司法書士政治連盟の平成 2 0 年分政治資金収支報告書の写し
- 7 . 日本司法書士政治連盟の平成 2 1 年分政治資金収支報告書の写し
- 8 . 札幌司法書士政治連盟の平成 2 1 年分政治資金収支報告書の写し

添 付 書 類

- 1 . 日本司法書士会連合会ホームページの「司法書士検索」検索結果印字物 6 枚
（被告発人らの事務所に関する資料）